

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

APRIL 20TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 3月の主要経済指標 投資・生産・消費の伸びが前月上昇
- IMF 中国の2016年成長率予測 6.5%に上方修正

【産 業】

- 3月の新車販売台数 前年同月比+8.8%

【貿易・投資】

- 3月の貿易統計 輸出は前年同月比+11.5% 輸入は同▲7.6%

■ RMB REVIEW

- 米ドルインデックスに沿った値動きを想定

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの公布に関する公告」
- 「営業税改革増値税徴収試行の全面推進後の増値税納税申告の関係事項に関する公告」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆3月の主要経済指標 投資・生産・消費の伸びが前月上昇

国家統計局の15日の発表によると、2016年第1四半期の中国のGDP成長率は、前期の6.8%から0.1ポイント低下して6.7%となり、リーマンショック後の2009年第1四半期の6.2%以来7年ぶりの低水準となった。但し、政府の通年目標である「6.5%~7.0%」の範囲内に収まった。同局は、中高速の経済成長を維持しており、安定的な経済運営を実現できたとしている。

足元では、1-3月の固定資産投資が前年同期比+10.7%(1-2月:+10.2%)、3月の工業生産(付加価値ベース)が前年同月比+6.8%(1-2月:+5.4%)、社会消費財小売総額が同+10.5%(1-2月:+10.2%)と、何れも伸び率は前月より上昇した。特に、1-3月の不動産開発投資額は前年同期比+6.2%と伸び率は1-2月より3.2ポイント上昇、インフラ投資額は同+19.6%と伸び率は1-2月より4.6ポイント上昇し、投資全体の押し上げ要因となった。

また、GDPに占めるサービス業の割合は2015年第1四半期の54.9%から2016年第1四半期には56.9%へと拡大し、産業構造改革の成果が現われつつあるとした。

一方、構造調整改革に伴う「陣痛」が続く中、実体経済は困難にも直面しており、景気の下振れリスクが依然として存在するとして、今後、供給側構造改革を一層推進すると共に、景気支援策を継続することで、経済の確実な好転に向けた基礎固めを行なっていくとの方針を示した。

＜3月の主要経済指標＞

項目	金額	前年比(%)
国内総生産(GDP)*	(億元) 158,526	6.7
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 85,843	10.7
第一次産業	(億元) 1,949	25.5
第二次産業	(億元) 33,664	7.3
第三次産業	(億元) 50,230	12.6
民間固定資産投資*	(億元) 53,197	5.7
工業生産(付加価値ベース)**	-	6.8
社会消費財小売総額	(億元) 25,114	10.5
消費者物価上昇率(CPI)	-	2.3
工業生産者出荷価格(PPI)	-	▲4.3
工業生産者購買価格	-	▲5.2
輸出	(億米ドル) 1,608.1	11.5
輸入	(億米ドル) 1,309.6	▲7.6
貿易収支	(億米ドル) 298.6	-
対内直接投資(実行ベース)*	(億米ドル) 129.0	7.8

*: 1~3月の累計ベース。

** : 独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

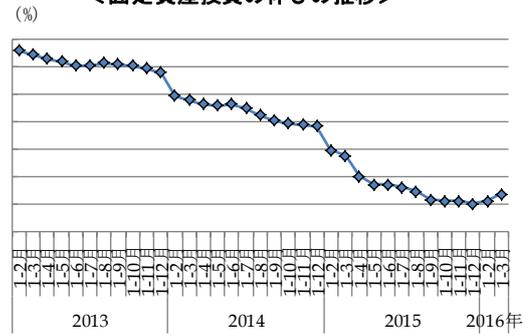
(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

＜GDP成長率推移(四半期ベース)＞



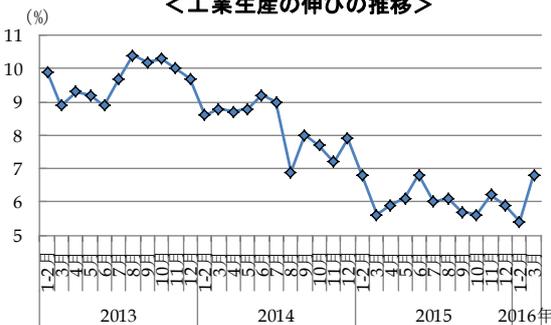
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜固定資産投資の伸びの推移＞



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜工業生産の伸びの推移＞



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜社会消費財小売総額の伸びの推移＞



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

◆IMF 中国の2016年成長率予測 6.5%に上方修正

IMF は 12 日、「世界経済見通し」を発表し、2016 年、2017 年の中国の GDP 成長率予測を前回の 1 月からそれぞれ 0.2 ポイント上方修正して 6.5%、6.2%とした。

一方、世界経済の成長率については、2016 年が 3.4%から 3.2%、2017 年が 3.6%から 3.5%へと、前回 1 月の予想から下方修正した。

中国の経済成長については、旺盛な消費需要とサービス産業の着実な発展を受けて前回の予想よりわずかに引き上げたと説明。

他方、中国におけるリバランス(再調整)が世界の投資、貿易、一次産品価格や経済への自信に影響を及ぼしているとし、今後、成長の牽引役が製造と投資から消費とサービスに移行する過程で遭遇する問題が、特に世界の成長の大半を占める新興国や発展途上国へ大きく波及することを世界経済のリスク要因として挙げた。

【産業】

◆3月の新車販売台数 前年同月比+8.8%

中国自動車工業協会の 12 日の発表によると、3月の自動車販売台数は前年同月比+8.8%(2月:▲0.9%)の 244.0 万台と、4ヶ月ぶりに伸び率が前月比上昇した。

車種別販売では、乗用車が前年同月比+9.8%(2月:▲1.5%)の 205.6 万台、商用車が同+3.8%(2月:+3.9%)の 38.4 万台だった。乗用車のうち、排気量 1,600cc 以下の小型車の販売台数は、購入税半減優遇策^(注)を追い風に、前年同月比+10.7%の 146.4 万台となり、乗用車販売全体の 71.2%を占めた。

乗用車のモデル別販売台数トップ 10 における日系の販売状況を見ると、セダンでは Sylphy が 3.3 万台(2位)、Corolla が 3.0 万台(5位)、SUV では CRV が 1.7 万台(9位)となっている。

乗用車の国別販売シェアでは、中資系 43.4%(2月:46.5%)、独系 19.2%(2月:20.0%)、日系 15.7%(2月:11.7%)、米国系 11.7%(2月:12.5%)、韓国系 7.4%(2月:6.7%)、仏系 2.6%(2月:2.5%)と、日系は前月よりシェアを伸ばしたものの、独系には及ばず外資系の第 2 位を維持した。

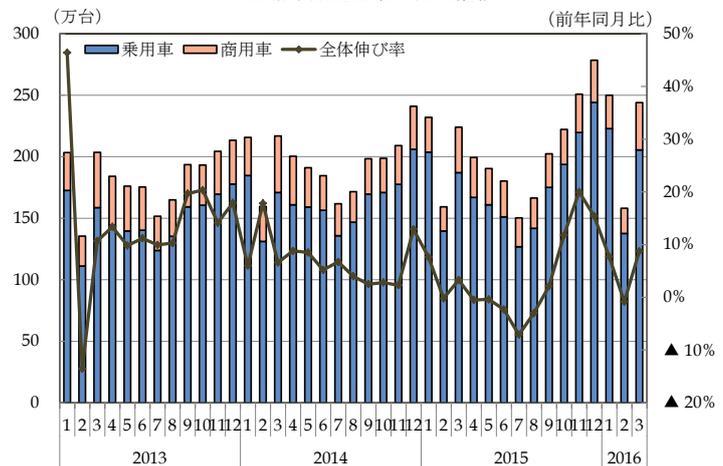
(注) 同税収優遇策の概要は本誌 2015 年 10 月 21 日号の「EXPERT VIEW」をご参照
<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/415102101.pdf>

＜IMFによる中国・世界経済のGDP成長率予測＞(%)

		2016年	2017年
中国	2016年1月発表	6.3	6.0
	2016年4月発表	6.5	6.2
世界	2016年1月発表	3.4	3.6
	2016年4月発表	3.2	3.5

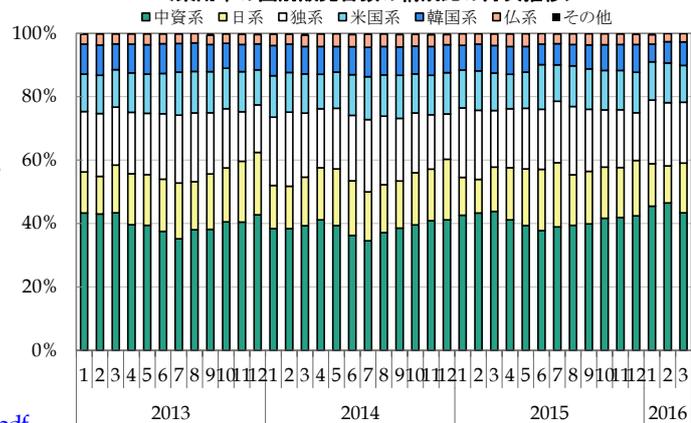
(出所) IMF「世界経済見通し」(2016年4月)を基に作成

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜3月の乗用車のモデル別販売台数トップ10＞

(万台)

順位	セダン		SUV		MPV	
	モデル	販売台数	モデル	販売台数	モデル	販売台数
1	Lavida	5.12	哈弗H6	4.61	五菱宏光	5.59
2	Sylphy	3.33	宝駿560	4.21	宝駿730	2.81
3	Sagitar	3.26	传祺GS4	2.81	欧諾	1.95
4	Santana	3.04	CS75	2.20	威旺	1.42
5	Corolla	3.01	瑞風S3	2.01	欧尚	1.12
6	Jetta	2.88	Tiguan	1.84	風光330	1.11
7	Excelle	2.82	Envision	1.84	Q26	1.01
8	Escort	2.28	CS35	1.83	菱智	0.97
9	朗動	2.24	CRV	1.67	風光370	0.82
10	Emgrand	2.06	Tucson	1.52	幻速H3	0.75

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成
※色かけ部分は日系ブランドモデル。

【貿易・投資】

◆3月の貿易統計 輸出は前年同月比+11.5% 輸入は同▲7.6%

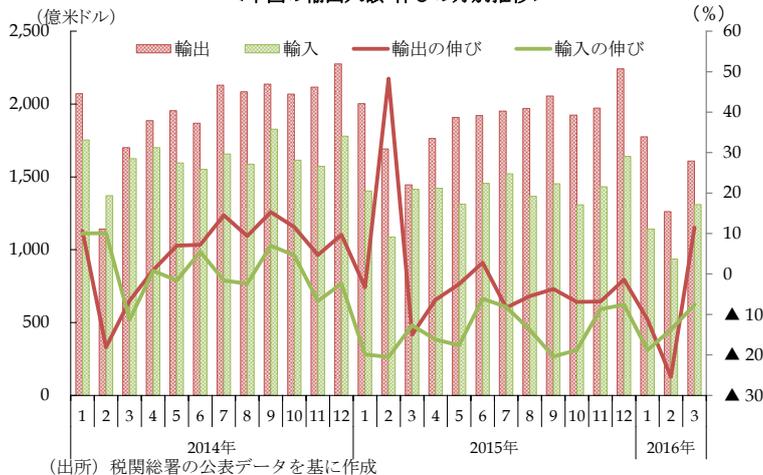
税関総署が13日に発表した貿易統計速報(米ドル建)によると、3月の輸出入総額は前年同月比+2.0%(前月:同▲20.8%)の2,917.70億米ドル、うち、輸出は同+11.5%(前月:同▲25.4%)の1,608.13億米ドル、輸入は同▲7.6%(前月:同▲13.8%)の1,309.56億米ドルと、輸出が大幅に増加し、輸入の減少幅も縮小した。貿易収支は298.57億米ドルの黒字となり、前月の325.92億米ドルから減少した。

1-3月の累計では、輸出入総額が前年同期比▲11.3%の8,021.36億米ドル、うち、輸出が同▲9.6%の4,639.31億米ドル、輸入が同▲13.5%の3,382.05億米ドルとなった。

なお、1-3月の主要貿易相手・地域別では、対日の輸出が前年同期比▲5.5%、輸入が同▲8.2%、対ASEANの輸出が同▲13.7%、輸入が同▲8.4%、対米の輸出が同▲8.8%、輸入が同▲14.1%、対EUの輸出が同▲6.9%、輸入が同▲7.0%と、いずれの国・地域も輸出入ともに前年を下回った。

同署は3月の輸出が大幅に増加した要因について、昨年春節休暇が今年より遅く、春節の影響が3月にまで及び、比較対象となる昨年3月の基数が低かったためと説明した。

＜中国の輸出入額・伸びの月別推移＞



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

＜1-3月の国・地域別輸出入額と伸び率＞

国・地域	輸出額(億米ドル)	輸入額(億米ドル)
	前年比(%)	前年比(%)
日本	309.3 ▲ 5.5	304.8 ▲ 8.2
EU	766.6 ▲ 6.9	468.3 ▲ 7.0
米国	816.4 ▲ 8.8	310.8 ▲ 14.1
ASEAN	584.8 ▲ 13.7	401.7 ▲ 8.4

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆米ドルインデックスに沿った値動きを想定

今週(4/11～)の人民元相場は、米ドルインデックスの上昇に連れて、オンショア(CNY)、オフショア(CNH)共に下落した。

6.4680で寄り付いたCNYは、ドル売り圧力の高まりを背景に上昇。早々に高値となる6.4550を示現した。しかし、株および資源価格が反発すると、米国債利回りの上昇に伴って、ドル買いが活発化。週後半には、3/29以来となる安値6.4882を示現した。CNHも同様に、週初6.48台前半で寄り付いた後、翌4/12には、高値となる6.46台後半を記録した。しかし、米ドルインデックスが反発すると、連れてCNHも下落。週後半には、3/29以来となる6.50乗せを示現し、そのまま安値圏で越週しそうだ。

今週は良好な経済指標が相次いだ。実質GDP成長率こそ、前年比プラス6.7%と、緩やかな減速が示されたものの、同時に発表された固定資産投資、鉱工業生産、小売売上高は全て予想を上回る力強い結果となった。貿易収支では、輸出が9ヶ月ぶりにプラス圏へ浮上した他、生産者物価指数も2015年1月以来の水準を回復。中国経済を巡っては、このところ堅調な数字が相次ぐ等、年初来高まった過度な悲観論は影を潜めている。

こうした、①中国経済の持ち直しに加えて、②政府による財政出動期待の高まり、③当局による各種資本規制の強化(個人の外貨両替規制の厳格化や、窓口指導を通じた企業の外貨買い制限、オフショアへの資金移動制限など)や、④米早期利上げ観測の後退に伴うドル売りなど、このところ元の先安観後退に繋がる材料に事欠かない。一時期懸念されていた外貨準備の減少も、足許で微増に転じる等、漸く歯止めがかかった格好だ。もっとも、来週は、翌週のFOMC等の重要イベントを控え、様子見姿勢が強まりそうだ。政府および当局が人民元相場の安定化(CFETSインデックスの安定化)を企図する中で、基本的には今週同様、ドルインデックスを睨みながらの、主体性に欠ける展開を想定する。

(4月15日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.04.11	6.4680	6.4637~ 6.4731	6.4700	-0.0053	5.9892	0.0435	0.83400	-0.0006	7.3653	-0.0058	2.2800	3175.75	51.21
2016.04.12	6.4636	6.4507~ 6.4685	6.4592	-0.0108	5.9708	-0.0184	0.83292	-0.0011	7.3813	0.0160	2.4300	3165.18	-10.57
2016.04.13	6.4620	6.4620~ 6.4731	6.4678	0.0086	5.9215	-0.0493	0.83431	0.0014	7.3264	-0.0549	2.4000	3209.90	44.72
2016.04.14	6.4860	6.4811~ 6.4899	6.4875	0.0197	5.9430	0.0215	0.83566	0.0013	7.3033	-0.0231	2.3000	3225.98	16.08
2016.04.15	6.4850	6.4785~ 6.4884	6.4816	-0.0059	5.9275	-0.0155	0.83520	-0.0005	7.2993	-0.0040	2.3000	3221.69	-4.29

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2016年4月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[規則]

【投資制度改革】

○「国家発展改革委員会、商務部の市場参入ネガティブリスト草案(試行版)の印刷・発布に関する通知」(発改経体[2016]442号、2016年3月2日公布)

内資・外資に対して市場参入(投資)を禁止または制限する業種・分野・業務のネガティブリスト。「草案(試行版)」とされるが、今後改訂があるまではこのリストが適用され、リストにない業種・分野・業務については政府の認可ではなく政府への届出で市場参入が可能となる。試行地区は天津、上海、福建、広東の4省市。■昨年10月に国务院が投資の自由化改革方針として、「市場参入ネガティブリスト」と「外商投資ネガティブリスト」を制定し、昨年12月から一部地区で試行し、2018年1月から全国で実施することを明らかにしていたが、実施が遅れる中で前者のリストを先に公表したもの。当面、各省市が実施計画を策定し、国务院が許可した日から実施するとされている。■このリストには、禁止類96項目と制限類232項目が掲載されている。禁止類の項目は、現行の「産業構造調整指導目録」の淘汰類項目と制限類の新設項目のほか、主に安全や環境、公共秩序などに関わる項目。制限類の項目は、基本的に行政許可取得が条件とされる項目で、項目毎に具体的な許可事項約900項目が記載されている。■なお、後者のリストについては、投資協定や自由貿易協定などで採用されている、相手国からの投資に対して内国民待遇や最恵国待遇、特定要求の禁止などを例外的に適用しない措置を記載したネガティブリストと同様のものとされ、外資に対しては両方のリストが適用される。ただ、後者のリストは、中国と外国との協定交渉の結果をふまえて制定するとしており、公表は先になる見込み。■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。

http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201604/t20160411_797878.html

【輸入税】

○「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの公布に関する公告」(財政部・国家発展改革委員会・工業情報化部・農業部・商務部・税関総署・国家税務総局・国家品質監督検査検疫総局・国家食品薬品監督管理総局・絶滅危惧種輸出入管理弁公室・国家暗号管理局公告2016年第40号、2016年4月6日公布・施行)

今年4月8日から個人がネットで商品を購入する場合の輸入税の扱いが変わったが、対象となる商品のリストが公布されたもの。(新しい税の扱いについては、[本誌4月6日号](#)のEXPERT VIEWの解説をご参照。)■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201604/t20160401_1934275.html?from=timeline&isappinstalled=0

【税制改革】

○「営業税改革増値税徴収試行の全面推進後の増値税納税申告の關係事項に関する公告」(国家税務総

局公告2016年第40号、2016年4月6日公布・施行) 今年5月1日から全ての業種・サービスを対象に増値税改革が試行されるのを受け、所定の納税申告書を示したもの。なお、本公告は6月1日から施行される。(増値税改革の概要について

局公告 2016 年第 13 号、2016 年 3 月 31 日公布、同年 6 月 1 日施行)

- 『「納税者不動産譲渡増値税徴収管理暫定施行弁法』の発布に関する公告」(国家稅務總局公告 2016 年第 14 号、2016 年 3 月 31 日公布、同年 5 月 1 日施行)

は、[本誌 4 月 6 日号](#)の EXPERT VIEW の解説をご参照。) ■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2060068/content.html>

今回の増値税改革では不動産の譲渡(売却)について、一般納税者も簡易稅額計算方法を選択できるなど例外的な扱いが含まれるが、その具体的な規則を示したもの。■①一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産(自己建設したものを除く)を譲渡し、簡易稅額計算方法を選択する場合、取得した全部の価額及び費用から不動産購入原価または不動産取得時の評価額を控除した金額に対して 5%の徴収率で納稅額を計算する(不動産所在地の地方稅務機關で予定納稅し、機構所在地の国家稅務機關で納稅申告する)、②同じく自己建設した不動産を譲渡し、簡易稅額計算方法を選択する場合は、取得した全部の価額及び費用に対して 5%の徴収率で納稅額を計算する(予定納稅先、納稅申告先は上記に同じ)、■③同じく取得した不動産(自己建設したものを除く)を譲渡し、一般稅額計算方法を選択する場合は、取得した全部の価額及び費用から不動産購入原価または不動産取得時の評価額を控除した金額に対して 5%の予定徴収率で稅額を計算する(予定納稅先、納稅申告先は上記に同じ)、④同じく自己建設した不動産を譲渡し、一般稅額計算方法を選択する場合は、取得した全部の価額及び費用に対して 5%の予定徴収率で稅額を計算する(予定納稅先、納稅申告先は上記に同じ)、など。ほかに小規模納税者の不動産譲渡、個人の住宅譲渡の場合の稅額計算方法、納稅方法も規定されている。■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2061553/content.html>

- 『「不動産仕入稅額期間分割控除暫定施行弁法』の発布に関する公告」(国家稅務總局公告 2016 年第 15 号、2016 年 3 月 31 日公布、同年 5 月 1 日施行)

同じく不動産の取得と建設工事にかかる仕入稅額控除の例外的扱いについての規則。■①一般納税者が 2016 年 5 月 1 日以降に取得した不動産(會計制度上で固定資産にカウントされるもの)及び発生した不動産の建設工事にかかる仕入稅額は 2 年に分けて売上稅額から控除するものとし、控除率は 1 年目が 60%、2 年目が 40%とする、②同じく購入した貨物、設計サービス、建築サービスを新規建設する不動産に使用し、または不動産の改築、拡張、修繕、裝飾に使用し、かつ不動産原価の 50%を超える場合、その仕入稅額は 2 年に分けて売上稅額から控除する(注:貨物は不動産の実体を構成する各種材料・設備)、など。なお、不動産開發企業が自己開發した不動産、ファイナンスリースの不動産、施工現場に臨時に建設する建築物・構築物については適用しないとされている。■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2061806/content.html>

- 『「納税者の不動産オペレーティングリースサービス提供の増値税徴収管理暫定施行弁法』の発布に関する公告」(国家稅務總局公告 2016 年第 16 号、2016 年 3 月 31

同じく不動産のオペレーティングリース(賃貸)での増値税の例外的扱いについての規則。■①一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産をリースした場合、簡易稅額計算方法を選択でき、5%の徴収率で課稅額を計算する(不動産の所在地と機構の所在地が同一の県・市・区にない場合は、不動産所在地

<p>日公布、同年5月1日施行)</p> <p>○『「納税者の県(市・区)を跨ぐ建築サービス提供の増値税徴収管理暫定施行弁法』の発布に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 17 号、2016 年 3 月 31 日公布、同年 5 月 1 日施行)</p> <p>○『「不動産開発企業が販売する自己開発不動産項目の増値税徴収管理暫定施行弁法』の発布に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 18 号、2016 年 3 月 31 日公布、同年 5 月 1 日施行)</p> <p>○「営業税改革増値税徴収の地方税務機関代理徴収委託及び増値税発票代理発行の委託に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 19 号、2016 年 3 月 31 日公布、同年 5 月 1 日施行)</p>	<p>の国家税務機関で予定納税し、機構所在地の国家税務機関で納税申告し、同一の県・市・区にある場合は機構所在地の国家税務機関で申告納税する)、②同じく 2016 年 5 月 1 日以降に取得した不動産をリースした場合は、一般税額計算方法を適用する(不動産の所在地と機構の所在地に同一の県・市・区にない場合は、3%の徴収率で計算した税額を不動産所在地の国家税務に予定納税し、機構所在地の国家税務機関に納税申告し、同一の県・市・区にある場合は機構所在地の国家税務機関に申告納税する)、③同じく 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産をリースして一般税額計算方法が適用される場合は、上記②と同じ扱いとする、など。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2062130/content.html</p> <p>同じく県・市・区を跨ぐ建築サービスでの例外的扱いについての規則。■①一般納税者が所在地以外の県・市・区で建築サービスを提供し、一般税額計算方法を選択する場合、取得した全部の価額及び費用から下請先に支払った価額を控除した金額に対して 2%の徴収率で税額を計算する(建築サービス発生地)の国家税務機関で予定納税し、機構所在地の国家税務機関で納税申告する)、②同じく簡易税額計算方法を選択する場合、取得した全部の価額及び費用から下請先に支払った価額を控除した金額に対して 3%の徴収率で税額を計算する(予定納税先、納税申告先は上記に同じ)、など。なお、下請先への支払額の控除が認められる条件は、2016 年 4 月 30 日以前に発行された建築業営業税発票(ただし 6 月 30 日までの予定納税に使用)、5 月 1 日以降に発行された建築サービス発生地の県・市・区と項目の名称が記載された増値税発票を取得していることとされている。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2061911/content.html</p> <p>同じく不動産開発企業が自己開発した不動産を販売する場合の例外的扱いについての規則。■①不動産開発企業の一般納税者が自己開発した不動産を販売する場合、一般税額計算方法を適用し、取得した全部の価額及び費用から建築面積に対応する土地の価額を控除した金額に対して 11%の税率で税額を計算する、②ただし、着工日が 2016 年 4 月 30 日以前の不動産(建築工事施工許可証または建築工事請負契約に着工日が記載されていることが条件)を販売する場合、簡易税額計算方法を選択でき、5%の徴収率で税額を計算する(簡易税額計算方法を選択した場合、36 ヶ月間は一般税額計算方法への変更不可)、など。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2062196/content.html</p> <p>増値税は国家税務局が管轄するが、増値税の対象となるサービス・販売のうち不動産の販売とリースについては、地方税務局に税の徴収と発票発行の代理を委託するとしたもの。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2062250/content.html</p>
--	--

○「2016年の輸出税額還付(免除)関連業務の申告期限延長に関する公告」(国家税務総局 2016年第22号、2016年4月7日公布・施行)

増値税改革に伴い、輸出企業はシステムのバージョンアップなどの負担が増えたが、これを受けて輸出税額還付(免除)の申告期限を延長するもの。■2015年1月1日以降に輸出税額還付(免除)の対象とされた貨物、役務、サービスについて、①輸出税額還付(免除)の申告期限を2016年4月分の納税申告期間から6月分の納税申告期間に延長する、②進料加工年度消し込みの申請期限を4月20日から6月20日に延長する、③来料加工の免税消し込みの申請期限を5月15日から7月15日に延長する、など。■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2065559/content.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年5月20日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>